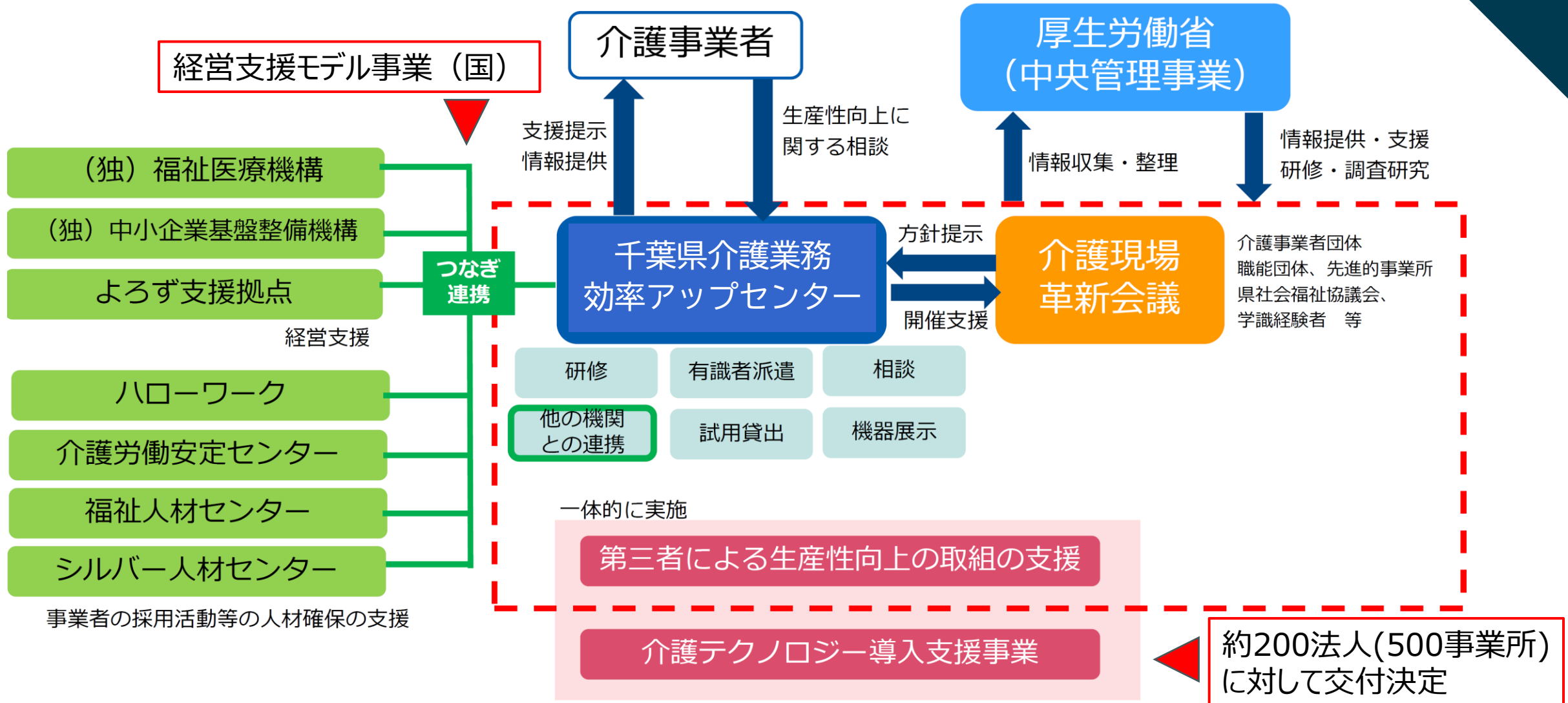


県の取組について

千葉県健康福祉部
高齢者福祉課

介護事業所における業務改善支援事業（全体イメージ）



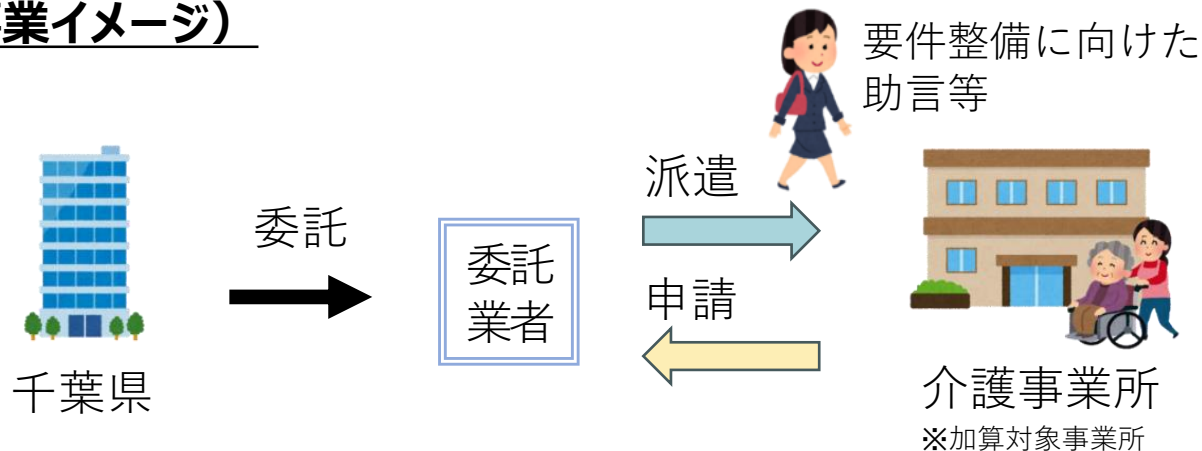
介護職員等処遇改善加算取得支援事業

概要

介護サービス事業所の経営改善や介護職員の安定的な確保を図るため、専門的な知見を有する相談員（アドバイザー）を事業所に派遣し、個別の助言や指導等を行うことで、介護職員等処遇改善加算の新規取得やより上位区分の加算取得を支援する。

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/nyuu-kei/buppin-itaku/nyuusatsukoukoku/r7syoguu-shien-koubo.html>)

(事業イメージ)



(介護職員等処遇改善加算の全体像)

要件に応じてより上位の加算に
(注) 加算率は訪問介護の例を記載。

	加算IV 14.5%	加算III 18.2%	加算II 22.4%	加算I 24.5%
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・加算IV相当額の2分の1(=7.2%)以上を月額賃金で配分 ・賃金体系等の整備及び研修の実施等 			
職場環境の改善※1	○	○	◎	◎
昇給の仕組み※2		○	○	○
改善後賃金 年額440万円※3			○	○
経験・技能のある 介護職員※4				○

介護職員等処遇改善加算は、事業所内で柔軟に配分することが可能。

- ※1 28項目から選択。○：7項目以上を実施。◎：13項目以上を実施し、かつ、取組みの見える化を実施。
- ※2 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備。
- ※3 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上。
- ※4 経験・技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置。訪問介護の場合、介護福祉士30%以上等。

(<https://www.mhlw.go.jp/shogou-kaizen/>)

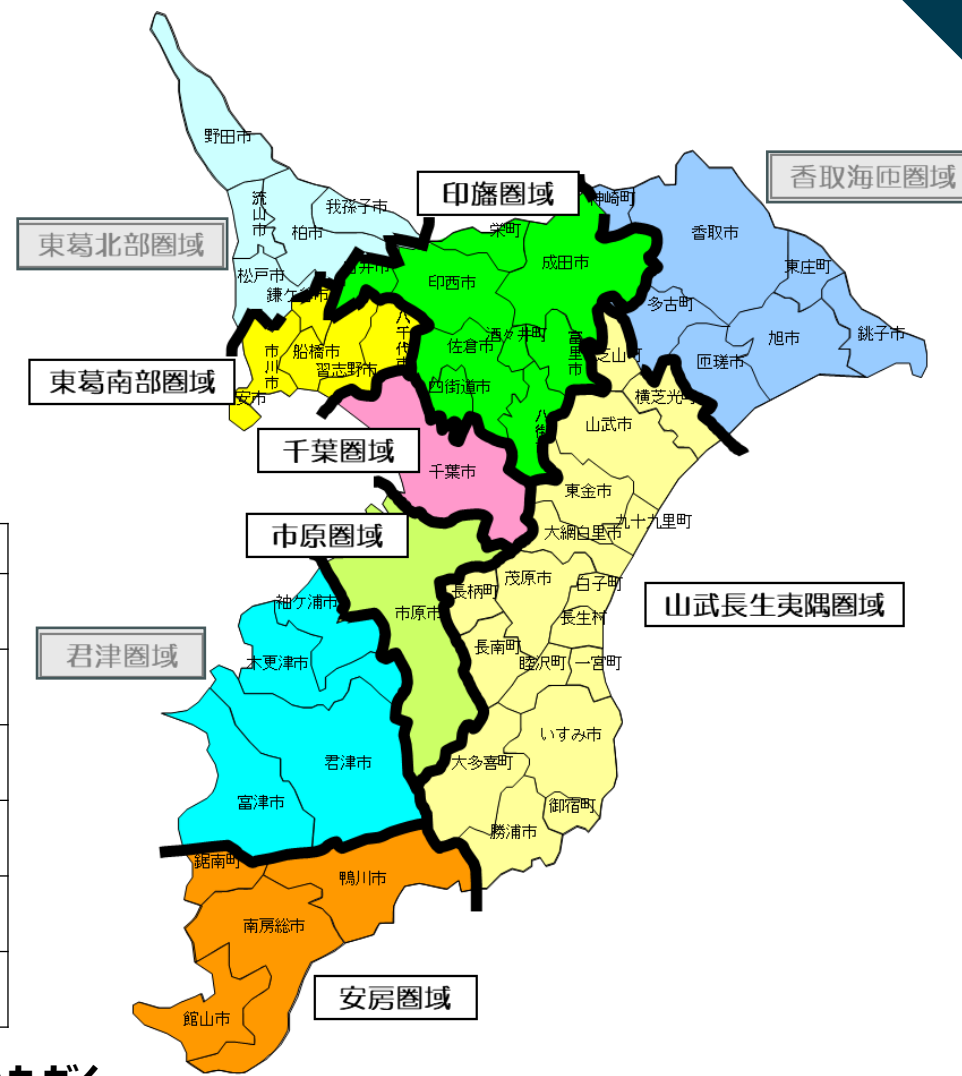
令和8年度モデル介護事業所の養成について（予定）

支援先選定に当たっての考え方

- ・都市部と郡部のバランスを考慮しつつ、できるかぎり離れた圏域とすること
- ・様々なサービス種別の事業所が参考にできるように、できるかぎり多様な種別を選定すること

（参考）令和7年度モデル事業所

圏域	所在地	種別	事業所名
東葛北部圏域	柏市西原2-9-1	特別養護老人ホーム	柏きらりの風
	松戸市高塚新田269	居宅介護支援	のぞみ会居宅介護支援事業所
香取海匝圏域	匝瑳市飯倉95-1	特別養護老人ホーム	シオン
	香取市岩部1095-1	訪問介護事業所	たすけあい訪問介護センター
君津圏域	木更津市井尻951	特別養護老人ホーム	中郷記念館
	君津市東坂田4-8-23	居宅介護支援	ノバ・メディクス



⇒ 8年度は見学の受入など地域の事業所をけん引していけるよう活動を続けていただく